

札幌市営住宅条例の一部を改正する条例案

平成28年（2016年）9月21日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市営住宅条例の一部を改正する条例

札幌市営住宅条例（平成9年条例第13号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第5条第4項中「第30条」を「第40条」に改める。
- (2) 別表1下野幌団地の項及び定山溪団地の項を削る。
- (3) 別表2下野幌団地駐車場の項及び定山溪団地駐車場の項を削る。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第5条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

（理 由）

市営住宅2団地及びその駐車場を廃止するほか所要の規定整備を行うため、本案を提出する。